

交通安全のポイント

令和7年3月24日
福島県警察本部

1 人身交通事故発生状況（3月23日現在の概数） ※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	高齢者	けが人数
721件 (+118件)	16人 (+3人)	11人 (+2人)	864人 (+175人)

2 県内で、自転車と車が衝突する交通死亡事故が発生！

令和7年3月23日の午後3時29分頃、福島市飯坂町湯野地内の市道を**50歳代女性運転の普通車**と歩道から車道に進出した**80歳代女性運転の自転車**が衝突し、**自転車の運転者が死亡**する交通死亡事故が発生しました。



3 交通安全のポイント

～運転者の皆さんへ～

- 一瞬の気の緩みが重大事故に直結します！
運転中は運転に集中し、前方左右をよく見て運転しましょう！
- 速度は控えめに！
車の交通量や歩行者が少ない場所や通り慣れた道は、速度を出しがちになりますが、速度を抑えて運転しましょう。
- 道路には危険がたくさんあります。
危険を予測したり、早めに歩行者や自転車を発見することが重要です。

～自転車を利用する皆さんへ～

- 自転車利用者は、ヘルメット着用が努力義務となっています。
ヘルメットは命を救う効果がとても高いです。
自転車に乗るときはヘルメットを被りましょう。
- 自転車も“車両”です。信号機や一時停止など交通ルールを守り、道路を横断するときは、左右をよく確認してから横断し、安全運転を心掛けましょう。
- 自転車保険加入が義務となっています。
万が一の事故に備えて、自転車保険等に参加しましょう。
- 自転車安全利用五則を知っていますか？
 - ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
 - ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③夜間はライトを点灯
 - ④飲酒運転は禁止
 - ⑤ヘルメットを着用



自転車安全利用五則は自転車を利用する際の基本的なルールです！